

平成20年第7回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成20年12月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年12月15日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
建設産業課長	前田浩三君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育事務局長	辻誠君	総務担当課長補佐	田村優君
農林商工課長	田畑良和君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中野雄広君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2. 議案第80号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
について(質疑)

- 第 3 . 議案第 8 1 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
(質疑)
- 第 4 . 議案第 8 2 号 玉城町使用料条例の一部改正について (質疑)
- 第 5 . 議案第 8 3 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について (質疑)
- 第 6 . 議案第 8 4 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (質疑)
- 第 7 . 議案第 8 5 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の
数の減少に関する協議について (質疑)
- 第 8 . 議案第 8 6 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の
数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更
に関する協議について (質疑)
- 第 9 . 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
(質疑)
- 第 1 0 . 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)(質疑)
- 第 1 1 . 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算
(第 1 号)(質疑)
- 第 1 2 . 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 2 号)(質疑)
- 第 1 3 . 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)(質疑)
- 第 1 4 . 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)(質疑)
- 第 1 5 . 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(質疑)
- 第 1 6 . 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(質疑)

(午前 9 時 0 0 分) 開会

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 0 年第 7 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会致しま
す。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議
録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

1 0 番 奥川直人君 1 1 番 野口 繁君

の 2 名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 2、議案第 80 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん
5 番(鈴木加奈子さん)民法等が改正されたことに伴い関係条文の整理を行うものでありますということで説明を頂いたところでありますが、これの変更になった部分が具体的にどういうことなのか、そして職員を派遣するということになるわけですが今、具体的に何方がどこの方に向けて派遣されているのか、その人件費、諸手当等はどのようになっているのか。又、今後のことについても合わせてお聞かせを頂きたいと思えます。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)只今のことでございますが、民法におきまして公益法人の設立といったことが、民法第 34 条に定めがあるわけでございますが、この中で公益法人となるべく活動をしておる法人の内容、こういったことについて定めがあるわけでございます。この中ではその財団が社団または財団が学術・技芸・慈善・祭祀・宗教その他の公益に関する社団又は財団であること。次に、営利を目的としないものであること。こういった定めがございます。この内容に沿いまして今回条例の整備を致したものでございます。尚又、派遣の実態でございますが、現在派遣はございません。今のところこのことに関しましての派遣ということは考えておりません。

議長(小林一則君)5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん)これまでに、そういう派遣ということがあったのでしょうか。もし派遣するとならば先程申しましたように、人件費・諸手当等はどのようになるのでしょうか。派遣をしたことがないということであれば想定されるところでよろしいのでお答えを頂いておきたいと思えます。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)現在に至りますまでもこの派遣というのはございません。尚又、派遣に関します要件に関しましては、そのつどこれに関しまして協定を行う、こういったことになろうかと思っております。

議長(小林一則君)他に、ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 3、議案第 81 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん
5 番(鈴木加奈子さん)今年平成 20 年の 8 月 26 日付で人事院事務総長が

らの通達が出ております。これには、非常勤職員に関する給与の支給について下記のとおり指針を定めたのでこれを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。とこのようにございます。これは、一般職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員の給与についてということでの通達でございますけれども、これにつきましてどのようにお考えなのか、この改善についてはどのようにされているのかお伺いを致したいと思っております。この提案をされております中には、これが含まれていないように思いますので伺います。

議長（小林一則君）只今の質問は議題外ということでございますので

5番（鈴木加奈子さん）違います。議長

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）議長においてそのような勝手な判断をされるというのは、これは問題でございます。提案説明の中にはっきりと労働基準法及び一般職員の給与に関する法律の規定によりということ、それを前提にして説明がされております。その中でその一環としてこの問題はございます。今年8月の2日に人事院が勧告しておるものでございます。これは非常勤の問題だけでなく一般職員ということでも出されております中にこの分野が決められております。それによりますとその給与というのは、たとえば玉城町では常勤職員の場合にも通勤手当は支給されていないので、非常勤職員についても通勤手当が支給されない。ということであればそれは分かりますが、4項目にわたって出されております。それは、給与の数字についての規定がございまして。それから相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては期末手当に相当するもの等を支給するようにということが書かれております。そして非常勤職員に対する一時金その支給が三重県内で15の町がございまして、この町の中で7町が一時金支給を行っております。一定臨時職員の時間給のアップがされましたけれども、玉城町よりはるかに高い賃金を支払っているという現状もございまして。そんな中におきまして玉城町ではなぜこの臨時職員について提案をすることができなかつたのか、そのことについてお伺いを致します。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）今回、提案を申し上げますのは夜間勤務手当の部分改正につきましてお願いを致しておるものでございます。尚、ということでございますので、人事院勧告の取り扱いにつきましては今回改正をお願い致しておるものではございません。但し臨時職員、嘱託職員にかかります夜間勤務手当につきましても、今回改正をお願いしておる部分を準用を致しましてそのような取扱いをしていきたいと考えておる所でございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）では先程の20年8月26日人事院事務総長の通知によりますところの指摘これについての検討というのは、今後先送りをするという事なのですか。

議長（小林一則君）議題外ですので、これは答弁はありません。他にございませんか。7番 小林豊君

7番（小林豊君）この改正につきましては、思い当たるに病院の看護師さん或は老健施設の職員さんにも該当するのではないかとと思いますが、これは1月1日から施行になっていますが、今回病院関係からの補正がないのですがその点如何なものでしょうか。

議長（小林一則君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）今回、夜間勤務手当等の補正につきまして病院につきましての補正予算がないというお尋ねでございます。病院の補正予算につきましては、年間を通します予算、そしてまた今職員特に看護師職員が不足をしておるという中で、全体の人件予算の総額の中で賄いたいということで考えておりました、今回補正として計上していないというのが実態でございます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第4、議案第82号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。4番 高木市郎君

4番（高木一郎君）町営プールの使用料の拡大と申しますか値上げと申しますか、この改正の根拠についてまず質問をお願い致します。それから徴収の方法はどうかということについてお尋ね致します。それから今までのこの使用料のひと夏の収入額はどうか、どれくらいあったのか。これを改正することによってどのような増額になるのか。今までは町外の方だけ200円ということですが、町内の小学生・中学生50円、高校生100円、一般100円という町内の人にも徴収するというにすることでございますが、そうするとどれほどの増額になるのか。それからもう一つ町営プールの年間の維持費というのはどれくらい掛かっておるものなのか水だとか電気代・人件費等あるかと思いますが、その辺がよく推測できないのでどれくらい掛かっておるものなのかということについてお尋ねしたいと思います。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）それでは5点ほどご質問頂きましたので順次

お答えを致したいと思います。まず第 1 点目徴収する根拠についてのお尋ねでございますがこのことにつきましては、町長提案説明で申し上げましたように施設の費用に係る実費負担を適正にお願いするということで 3 月定例会の時におきまして他の教育施設について見直しをさせて頂いたところでございますが、町営プールにつきましてはシーズンというふうな部分もございましてそれにつきましては今回あらためて町営プールのみ適正にお願いをしたいということで提案するものでございます。又、徴収の方法でございますがこれまでずーとプールの利用期間中は管理人ということでちょうど小中学校の調理員さんが夏場の調理業務がないということでその業務に着いて、当然これまで町外の方につきましては、200 円を徴収しておりましたので、受付におきまして住所・氏名を記入して頂きまして料金を徴収しておりましたので、従来通りその方法の中で今回提案申し上げております小中学生につきましては 50 円を又、それ以上の高校生以上一般の方につきましては 100 円ということでお願いをするものでございます。次に、使用料の収入がどれぐらいあるのかというふうなお尋ねでございますが、この 20 年度におきますと町外の方が 290 名ほどご利用いただきましてそれに相当する収入が一人 200 円ということで 5 万 8 千円を頂いております。18 年 19 年を比較致しますと 18 年におきましては町外の方 109 名の方ご利用で 2 万 1 千 800 円、19 年につきましては 220 人ご利用で 4 万 4 千円といずれにせよ年によって差がありますのは、その日の天候とかそういうふうなもので収益についてはあろうかと考えております。又、4 点目のご質問で改正した時に総額どれぐらいになるのかというお尋ねですが町内の方の利用される状況でございますが、今年の場合ですと約 2 千 160 人がご利用頂いております。2 千 100 人の中で比率と致しますと大人の方が 3 割程度、子供さんにとりましては 7 割程度のご利用というふうなところでございましてこれを今回改正をお願いしようとしております料金に当てはめた場合、約 10 万円ほど収入が見込めるのではないかとというふうに推測を致しております。従いまして町内外トータルします収入見込みでございますが、12・13 万から 15 万程度、これはシーズンの天候とかに左右されますがこういうふうな数字になろうかと考えておる所でございます。次に年間の維持費につきましてどれほど経費がそれぞれ掛かっておるのかというふうなお尋ねでございますが、当然プールといいますと一番よく使用致しますのが水道の利用でございますが、これにつきましては今年度の場合ですと水道料金に約 120 万円ほど支払いをして頂いております。そのシーズンの使用につきましてはトン数で行きますと 6 千 900 トンから使用をしておるといようなことで日平均 160 トンほど使用を致してございます。それとそのほかのものにどのように使っておるのかというふうなことを申し上げますと当然

プールの安全確保が第1になりますので、監視員に常時2名体制でシーズン中7月10日から8月末日までお願いしてございまして、これにかかります管理員の賃金が約67万円ほど掛かってございます。それと後の消耗品関係といいますが当然プールの中にはクエン酸ソーダ或はハイプロンなど安全管理のために薬剤も使用しておりましてこういうふうな消耗品類は約30万程度かかっておる実態でございまして。当然管理人さんの保険とか又、施設の対する保険とかいろいろそういうふうな浄化槽の点検なども含めまして年間シーズン通じて約200万円から250万円の費用が総額で掛かってくるとこのような状況でございまして、利用される方にも幾分かご負担を頂きとそういうふうな趣旨で今回お願いするものでございまして、よろしくご理解賜りたいと思います。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）今回町内、町外の差を使用料の中で格差をつけておられるのですが、前回改善センターのバレーボールとかいろんな施設については現状どうなっているのか、町内外の格差がつけられているのかお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）まず町営プールにつきましても料金をどうするかというふうなことで検討してまいりました。利用につきましてはこれまで町外の方200円ということで最大これを改正することなく町内の方につきましてはその半分ということでここで差を設けております。もう1点お尋ねの先に改正した他の施設についてはどうかということでございまして、本年4月から施行しいろんな団体さんにつきましても減免措置とか現在試行運用をしております。現段階につきましては町内外は利用におきまして制限はするものの料金体制につきましては、今のところ一部設けたそのままの状態になっております。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）確か4月の時も町民の方が利用される方が町内と町外で町外の方も使用されることも多いのでそういったことをしてはどうかというご提案を頂きまして、質問させてもらったのでそういうことをできれば早急に又ご検討頂いて反映を頂きたいと思います。プールだけでなく各施設についてもそういう要望は町の方で決めるのであればそのような形で明確に各施設についてもやっていただきたいとこのように思います。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）確か先に改正の時に奥川議員さんから他の市町の利用状況そういうふうなことで、提案を頂いたところでございましてそ

れにつきまして隣接する明和町さん辺りにつきましては、使用料状況を定める中で、最低ベースの町内の方の利用ということで町外の方についてはその利用料の2倍なり3倍というふうなことで料金設定をされてございます。しかし玉城町の場合におきましては数多くたくさんの方に使用して頂くというふうなことで利用料金を設定し、又利用される方の中において減免措置を設けておるのが実態でございます。ご提案の趣旨につきましては理解をしておりますので、そのことにつきましても検討をしていきたいとこのように考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）少子化対策ということで子育て支援が叫ばれております。その時にその一番に取り組むべきところはやはり住民福祉課、それと教育委員会だとこのように私は思っております。その教育委員会からこんな提案をする。小中学生、高校生から50円ないし100円の町内の子供たちから徴収をするというそういう恥ずかしい提案がなぜできるのか。その心の在りどころを伺いたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）いろんな公共施設の維持管理というものは、住民の皆さん方の負担によって維持管理をしており、またこれからもしていかなくてはいかんとかいうことでございます。議会はじめそれぞれの団体の皆さんの中からも、或は今の動きと致しましてやはり適正な負担をお願いするという時代ではないかとなんでも無料というふうなことは、それは一番考えなくていいということもありますが、やはりそういう意見も頂きながら随時公共施設の使用料・手数料等の見直しをさして頂いておるという状況でございます。なかなかそれが今説明申し上げましたように、2百数十万からの年間の維持管理費がかかっておるなかでとてもそれを補うというふうにはなりませんけれども、やはり今の時代特にいろんな使用料・手数料税等の徴収滞納等で苦勞をしておる状況、或はこれからもそのことを厳しく持っていかなくてはいかんわけでありますから、やはり子供たちの時代からもそうした意識も少なくとも持って頂くというふうなことも必要ではないかなと私どもは思っております。玉城町が特別に高い手数料を設けてそして負担をかけておるとかいうふうなことではいかんわけで、他の自治体等の近隣の様子も眺めながらご負担頂く範囲のわずかの部分だけでもそうした気持ちを持ってほしいなとこれが考え方でございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）私は、教育委員会に対して質問を致しました。町長はこんなことをいっておりますが、教育委員会としては一体どう考えたのか。

この玉城町としてこれを子供から徴収しなかったら玉城町がこけていくという現状ではありません。それにもかかわらず今子育て支援が叫ばれているそんな時に、そしてまた健康な子供を育てるこれは将来にわたっても健康を維持する大変重要な時代でございます。その子供たちが一回でも多くプールを活用してくれるこのことこそ奨励をすべきでございます。それこそひと夏に何回か回数を多く通われたその子供さんを表彰する。これぐらいのことをしてもいいのではないか。こんなふうに私は感じるところであります。企業に対してはポンと何億円も出せる。それだけの力を持っている玉城町が何でもこの子供から徴収をするのか。そのことについて教育委員会としてはきちっと町長に対してそういう意見を具申したのかどうなのか、具体的な考え方を以って教育委員会というのは進んでもらいたいとこのように願いますだけに質問をあえてするわけでございます。

議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

教育長（山口典郎君）鈴木議員のご質問ですけれども、私も先程町長が述べましたように適正な負担ということはこれからの子供たちにとってもやはり物を使うという時にはやはりそういうふうな負担というものも将来的に考えて頂く、こういうふうな物を大事にするということの原点としてそういうふうな考えて頂きたいなと思います。お金の大切さそれから物を使うときの大切さ、そういうふうなものをある程度世の中がそういうふうな流れの中で動いていることも理解してもらいたい。そういうふうな点から全体的には大きな負担ではなしに自分たちの小遣いの中で一つこういうふうなお金を使って自分たちが活動したい。そういうふうなことも小遣いの中でできるということで育てていきたい。そういうふうにも考えておりますのでご理解を頂きたい。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）教育長は物を大切にする。お金の大切さそういったことを子供におしゃいましたけれども、それであれば町長に対してこの言葉は返してもらいたいと思います。お金の大切さ、皆さんから預かっております税金の大切さ、そのことを考えたならば1企業に何億円もポンと出してやるようなそういうことは到底するべきことではなかった。このことを申し述べて質問を終わります。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第5・議案第83号 玉城町手数料徴収条例の一

部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第6・議案第84号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)このたびの改正というのは、出産されて病院にかかるその出産に対しては、35万円支給されているわけですが、それにプラスして3万円この3万円というのは当初私は、それこそ子育て支援、少子化対策そういう観点から支給額が増えるのかというふうに思っていたわけですが、それが違っておりまして、訴訟が起こることに対する医者への保険料としての出産される方について3万円を支払うというそういうことで、今回の提案がされているということが分かった訳ですが、私の認識がもし違っていたらご訂正をお願いしたいと思います。その場合に国は、この3万円のうち3分の2を交付税措置とするというふうにありますが、本当の3分の2来るのかどうか、そういったことがきちっと定められているのでしょうか。それから残りの3分の1、3万円のうちの1万円はそれは県と町で持つのでしょうか。これが非保険者にかかってくるようでしたらこの制度としては国の考えたこの趣旨から反するのではないのか。というふうに思うわけです。一般財源から繰り入れするべきだと思いますので伺います。お答えをお願いします。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)この財源措置につきましては、まだこの法案が通る通らんということですので財源措置まで詳しいところまでできておりません。ですから確かにこの分については、今までの分娩費につきましても国庫補助はありますし同じようにあるというふうに思います。その点ともう一つは来年の1月1日から始まるということですから、早急に対応してやはり産婦人科さんの分娩機関の方もこの産科の医療補償制度の加入については、大変いろんな論議があったようです。只今の分娩費を分娩機関で払われない方もたくさん見えると聞いております。その方々にこの3万円を出させたら余計に分娩機関の負担になるのではないかと、いろんな事があってこの加入にはいろいろあったみたいですけど、ほとんど三重県は全部ですし全国でも99%に近い分娩機関がこの保険制度に加入したということになっております。本来は医療機関が基金を作って、これはある日本医療機能強化機構というところが委託を受けてやるわけですが、ここがやると基金と10億必要と

いわれております。従いまして今回は、この機構が民間の保健機関と契約をして民間の保険料としてかけるということで、その時に分娩される方々に負担にならないように素早く手を打って玉城町国民健康保険としては手を打って3万円の掛け金を上乘せして補填をさせてもらうという制度です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）質問したことをきちっと答えてほしいのですが、国が3分の2本当に出すのかということをご心配したのですが、その点については答えてもらいました。後の3分の1これが国民健康保険の被保険者に負担を及ぼすこれであつたらこの本来の意味とは少し違うのではないかと。このように思いましたのでその部分を一般会計で補てんするのか、それとも県がその中でどれだけかをもって玉城町と折半するのか、その点についてはどうなっているのかということをお伺いしましたことにつきましてまだお答えがありません。それからこの補償の対象なんですけれども、これも通常の妊娠分娩に限定されているという、だから逆子という表現がいいのか分かりませんがというようなことだと、正常でないという状態の中で脳性小児麻痺が起こったそんな場合の補償というのは該当しないということになると、これは如何なものかという内容について非常に問題があると思っております。けれどもこの費用負担それが被保険者にかかってくるあかん。このように思いますので伺っています。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）この3万円の保険料の上乗せにつきましては、妊産婦さんがおし払い頂く分娩機関に払う保険料の3万円につきましては、今申し上げましたように国保の方で負担をさせてもらう。その財源につきましては、交付税措置、それから残りの財源についてはいまだ確定はしていません。この法案は今週通る予定というふうに認識をしております。これは前回提案説明の時にお話しさせてもらった通り10日の厚労省の委員会を通過して1月施行ですが法案としては今週ぐらいに通る予定と認識をしております。ですからまだ法案として成立はしていませんが1月からやるということで確実にしているために我々としては1月から分娩をされる方の保険料の負担にならないように条例改正をさせて頂いたということで、この財源につきましてはまだ確定した情報は流れてきておりません。ですからいくつかの部分については当然被保険者の負担になるということになるかと思っております。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）この本来の意味から致しますと国が3分の2持ったら後は、県或は町一般会計で補てんするのであつて、国保に加入している皆

さんに負担を課す、これは筋違いではないかとのように思いますが、町長はそういう観点に立って検討頂きたいと思いましたがまだ気持ちが定まっていない表情を伺えるわけですけれども、このような方向でお願いができるのでしょうか。お伺いを致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）只今担当課長から申しましたように、状況を見てどういう措置が町として適当なのかを考えていきたいと思えます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第 7 . 議案第 8 5 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第 8 . 議案第 8 6 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に 日程第 9 . 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし日程第 1 6 . 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括議題としてこれより質疑を行います。今期定例会日程案のとおり後日予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思えます、これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました議案第 8 7 号ないし議案第 9 4 号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って一括上程されました議案第 8 7 号ない

し議案第94号についての質疑を終結致します。

暫時休憩致します。

(付託表配布)

議長(小林一則君)再会致します。お諮り致します。本日質疑を終了致しました。議案第87号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし、議案第94号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)の各議案につきましてはお手許に配布いたしました議案付託表の通り、予算決算常任委員会に審査付託を致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号ないし議案第94号については議案付託表の通り予算決算常任委員会に付託することに決しました。

只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査をお願い致します。日程につきまして事務局長から報告いたします。

事務局長 大南友敬君

(予算決算常任委員会日程報告する)

議長(小林一則君) 只今、事務局長の報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願い致します。以上で本日の日程は全て終了致しました。

お諮り致します。議案精査のため明日16日から18日までの3日間休会と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって12月16日から18日までの3日間休会することに決しました。

来る12月19日は、午前9時より本会議を開き、委員長報告・追加議案の上程・討論・採決・を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。ご苦労さまでございました。

(午前 9時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員